

平成29年度 第3回香取市農業委員会総会議事録

平成29年6月6日

6月6日(火)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海 老 澤 武	8番	高 松 多 可 史
9番	鵜 澤 幹 司	10番	林 藤 江
11番	菅 谷 樹 雄	12番	内 山 勝 己
13番	篠 塚 正 悟	14番	高 木 甚 一
15番	伊 藤 はつ子	16番	高 木 重 樹
17番	伊 藤 寛	18番	栗 林 利 男

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

19番 大 堀 潔

1. 事務局職員出席者

事務局長	篠	塚	和	広	管理班長	高	岡	晃
農地班長	越	川	泰	克	主 査	滑	川	典 文
主任主事	佐々木	卓	也					

開会 午後 1時56分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は18名です。

欠席委員は19番 大堀 潔委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成29年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、9番 鵜澤幹司委員、10番 林 藤江委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成29年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により、所有権移転を受けるものであります。

なお、譲受人の経営面積は取得後の面積を加えても50アールに達していませんが、別紙配布の議案1号の参考資料をご覧ください。

条文は関係する規定のみを抜粋しております。

農地法第3条第2項のただし書き規定に政令（農地法施行令）で定める相当の事由があるときは、この限りではないとあります。

これにより、農地法施行令第2条第3項第3号の農地の権利移動の不許可の例外規定に「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること」に該当するため問題はありません。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 去る、5月29日、月曜日、午後1時30分より市役所4階会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は1件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

整理番号1番については、50アール要件を満たしておりませんが、農地法施行令の例外規定に該当するため問題はないとの説明を事務局から受けましたので、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、12番 内山委員。

1 2 番内山委員 整理番号1 番につきまして、現地調査等を行った結果を報告いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の規模縮小のため農地を処分したい意向があり、近隣農地所有者である譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものでございます。

譲受人の所有権移転後の経営面積は5反歩未満ですが、申請地は譲受人の自作地の隣りであり、一体化により農地利用の向上が図られることから、所有権移転後は農地の良好な維持管理が実施でき、また譲受人が取得することによりまして農地の分散錯圃も解消できると思われます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から2番は関連案件で、山砂採取事業の期間延長に伴う一時転用期間延長の申請です。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、2件であります。

整理番号1番から2番について書類等で審査した結果、山砂採取事業の期間延長に伴う一時転用期間の更新であり、申請の用途に供することの確実性についても、問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番、2番の2件について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号1番、2番について、関連案件なので一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇の方に向かって〇〇〇と〇〇〇のちょうど境を山の方に戻った場所にあります。

譲受人は、山砂採取を営む法人であり、計画地は山砂採取場として利用する計画です。

本事業は、昨年9月から実施しており、平成29年6月30日を工事完了期間としておりましたが、事業が完了しないため、期間を延長するものです。

資金計画についても、適正と思われまますので、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上です。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成29年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地です。

農地区分は第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iのその他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要なもので、集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号2番、転用目的は太陽光発電施設用地です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第1種住居地域に該当するため、第3種農地に該当します。

なお、土地改良受益地のため、黒部川左岸土地改良区の転用同意を得ております。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番および2番の案件について、写真および書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性についても、問題ないとの意見であり、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

場所については、〇〇〇〇〇〇〇〇まで行きまして、その手前約〇〇メートルを右側に入りまして〇〇〇〇という集落に入ります。

申請人は、現住居に〇〇〇で住んでおり、子供の成長に伴い、住居が手狭になってきたため、専用住宅及び物置兼車庫を新築する計画です。

用水については、井戸水を利用し、汚水・雑排水については、合併浄化槽で処理後、蒸発拡散槽で処理することです。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、整理番号2番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇の〇〇〇より〇〇〇方面へ向かって〇メートル位の所を左折して〇〇メートル位行った所です。

申請人は、市内で〇〇〇を経営しており、兼業農家であります。高齢により労力が低下し休耕地となる農地の有効活用を図るため、太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水については、敷地内浸透処理とのことでした。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

ページは、4ページから6ページで、整理番号は1番から7番です。

整理番号1番、貸駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第1種住居地域で第3種農地に該当します。

なお、土地改良区受益地のため、小見川第一土地改良区の転用同意を得ております。

整理番号2番、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は第1種農地ではありますが、不許可例外事由〇の既存施設の拡張に該当します。

なお、土地改良区受益地のため、黒部川左岸土地改良区の転用同意を得ております。

整理番号3番、転用目的は資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地に該当します。

なお、本案件は事前着工による始末書添付案件であります。

整理番号4番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第1種住居地域で第3種農地に該当します。

整理番号5番および6番は関連案件であります。

転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地に該当します。

整理番号7番、転用目的は駐艇場および駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地に該当します。

なお、一部事前着工により始末書添付案件であります。

以上、7件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は7件であります。

このうち、整理番号2番と7番の案件については現地調査を行いました。

最初に、書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、他の農地に被害を及ぼす影響もなく、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番、2番の2件について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、○○○○○○○○場より○○○方面へ向かって○○メートル位行った所の左側です。

譲受人は、○○○○を営む法人であります。○○○○前整備事業に伴い、従前の駐車場スペースが減少するため、○に近く多くの需要が見込める申請地を宅地と一体利用して○○○○にする計画です。

雨水対策については砕石を敷き、宅内で浸透処理とする計画です。

隣接農地はなく、資金計画についても適切であると思われます。

続きまして、整理番号2番になります。

場所は、○○○○所より○○○○○○方面へ向かって○○○○○○○○○○○○○○の所を

左折〇〇メートル位の〇〇〇〇〇〇の後ろの所です。

譲受人は、〇〇〇〇を営む法人の役員であります。〇〇、〇〇〇の〇〇だけでなく、〇〇修理もしており、年間取扱〇〇が〇〇〇を超え、〇〇置き場が不足しているため、既存施設を拡張し〇〇〇として利用する計画であります。

用水の利用はなく、雨水については集水桝を設け、オーバーフロー分については排水路へ放流する計画です。

隣接農地所有者は譲渡人で同意も得ており、資金計画についても適切であると思われます。

以上2件の申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

よろしく、お願いいたします。

議長 次に、3番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所ですが〇〇〇〇〇を〇〇〇〇に向かいますと右手に〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇の先に〇〇があるのですが、この〇〇の先の右手に〇〇があります。その〇〇の裏手に位置する所でございます。

譲受人は、〇〇〇を営む法人の役員であります。近年、取扱量も増え、〇〇〇〇が確保できないため、事務所に近く管理がしやすい申請地を選定したとのことでした。

また、農地法の許可を得ず、平成21年から申請地を〇〇の保管場所として一部利用していたため、始末書が添付されています。

雨水については、自然浸透処理し、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂流出を防止するとのことです。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、4番について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号4番について、現地調査を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇を〇〇〇〇の方面に向かいます、〇〇〇という集落があります。その〇〇〇〇の側に〇〇〇〇〇〇〇〇〇がございませう。その〇〇〇〇の反対側でございませう。

譲受人は、太陽光発電業を営む法人であり、休耕地を利用し、より収益を得るため、申請

地へ太陽光発電設備を設置する計画です。

用水は利用せず、雨水は敷地内浸透とのことです。隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上です。

議長 次に、5番から7番の3件について、19番 大堀委員でございますが、本日欠席により、事務局より意見書の朗読をお願いします。

事務局 整理番号5番、6番については、関連案件なので一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、〇〇〇〇の〇〇〇〇を〇〇し、〇〇〇〇〇〇があり、そこから〇〇におよそ〇メートルに位置します。

譲受人は、実家に住み〇〇〇をしております。将来的には、家族の介護が必要になると判断し、介護しやすい実家に隣接した申請地を選定したとのことです。

用水は、市水道を利用し、雨水については、自然浸透処理、また汚水雑排水については、公共下水道に放流する計画です。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われます。

続きまして、整理番号7番になります。

場所については、整理番号5、6番と同様に〇〇〇〇〇〇から〇に〇〇メートルの場所に位置します。

譲受人は、〇〇〇を営む法人の役員であります。申請地の隣接地には、会社の厚生施設として、既に〇〇場となっておりますが以前から〇〇スペースが不足しているため、拡張を図るものです。

また、農地法の許可を得ず、およそ10年前に埋め立てし利用していたため、始末書が添付されています。

雨水については、浸透枿を設け宅内処理するとのことです。

隣接農地所有者は譲受人であり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、3件につきまして、調査報告を終了いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成29年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成29年度第3次農用地利用集積計画1番から82番までの申請であります。議案書の7ページから35ページです。

所有権移転が2件、田で9,132㎡。

次に、使用貸借権の再設定が2件、畑で13,683㎡。

次に、賃借権設定の新規が70件、183,249㎡、このうち田が170,261㎡、畑が12,988㎡です。

次に、賃借権設定の再設定が8件、28,384.56㎡、すべて田でございます。

以上、82件の第3次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下げについて。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請について、取下げがあったので報告する。平成29年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

取下げは1件であります。

本取り下げ案件ですけれども、先月に許可申請が必要ということで県の方より指導がありまして、〇〇地先の山砂採取にかかる保安区域を設けなさいという県への申請であったんですけれども、そのあと県から連絡がありまして、この案件については、許可申請が必要ないということで、この案件は取り下げになったということでございます。

以上、告知します。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成29年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は1件であります。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成29年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は50件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成29年6月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は5件であります。

以上、報告を申し上げます。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 2時31分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人